

(様式第1号別紙1)

移住・就業支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項

- 1 静岡県移住・就業支援事業、マッチング支援事業に関する報告について、静岡県、又は静岡県内の市町から求められた場合には、それに応じます。
 - ・ 支援金対象者が就業した場合は、当該対象者が住所を有する市町へ別に定める様式により通知します。
 - ・ 支援金対象者（支給を受けた者）が、支援金請求日から1年以内に当該法人を退職、又は市町外へ転居した場合には、当該対象者が支援金請求時に住所を有していた市町へ別に定める様式により通知します。
- 2 マッチング支援事業における移住・就業支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。